

# 令和4年度福岡県立中学校及び福岡県立中等教育学校入学者決定 における新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン

受検者の安全・安心の確保、感染拡大の防止を最優先としつつ、可能な限り受検機会の拡大を図るための基本的な対応について、次のとおり定める。

## 1 受検できない者

他の受検者等への感染を防止する観点から、次のア～ウに定める者は受検できないこととし、2に定める追検査の対象者とする。

### ア 新型コロナウイルス感染症罹患者

検査日当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中である場合は受検できない。

### イ 濃厚接触者

検査日当日に14日間の健康観察期間中である場合は受検できない。

ただし、無症状(※)の濃厚接触者については、次の(i)～(iv)に掲げる要件を全て満たす場合には受検を認める。受検を希望する者はあらかじめ志願先学校長に申し出てその指示に従うこと。

(i) PCR検査の結果が陰性であること。※検査結果が判明するまでは受検不可。

(ii) 受検当日も無症状であること。

(iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

(iv) 終日別室で受検すること。

※ 「症状」とは、下記ウの【表1】に掲げるものをいう。以下同じ。

### ウ 発熱等の症状がある者のうち次の①～③のいずれかに該当する者

① 症状発生後医療機関を受診し、医師から受検を取り止めるよう指示があった者

② 検査日当日等に症状が発生し、医療機関を受診する暇がない者であって、【表1】のA欄に定める項目のうち1項目以上、又はB欄に定める項目のうち2項目以上該当する者(受検者本人・保護者による判断)

③ 検査場において発熱等の症状について申し出た者又は明らかにひどい咳の症状がある者で、【表1】のA欄に定める項目のうち1項目以上、又はB欄に定める項目のうち2項目以上該当する者(志願先学校長の判断)

なお、基礎疾患等により日常的に咳の症状がある者は、あらかじめ志願先学校長へ申し出ること。

【表1】

A	発熱の症状がある(37.5度以上)
	息苦しさ(呼吸困難)がある
	強いだるさ(倦怠感)がある
B	味を感じない(味覚障害がある)
	臭いを感じない(嗅覚障害がある)
	咳の症状がある
	のどの痛みがある
	下痢をしている(持病や食あたりなどが原因と推測されるものを除く。)
	過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者との濃厚接触(1メートル程度以内で15分以上接触)がある

## 2 追検査の実施

追検査は、令和4年1月23日(日)に1月9日(日)の検査(以下「本検査」という。)に準じて行う。対象者は上記1の事由に該当し、受検できなかったと認められる者等とする。希望者は1月9日(日)午後4時までに志願先学校へ申し出て手続きを行う。

なお、追検査による入学予定者の決定は次のとおり行う。

① 追検査志願者がいる場合、本検査の入学予定者決定において入学定員から追検査志願者数を除いた数の入学予定者と、一定数の補欠入学予定者を決定する。

(例) 入学定員120人、追検査志願者10人の場合、本検査の入学予定者110人及び一定数の補欠入学予定者を決定。

② 追検査の選考に際しては、追検査志願者と本検査の補欠入学予定者の中から、本検査の決定方法に準じて追検査志願者数分の入学予定者と一定数の補欠入学予定者を決定する。この場合において、本検査の補欠入学予定者を入学予定者とするときは、あらかじめ入学意思を確認するものとする。

(例) 追検査志願者10人、本検査の補欠入学予定者20人の場合

追検査志願者10人と本検査の補欠入学予定者20人の、合わせて30人の中から、10人の入学予定者及び一定数の補欠入学予定者を決定。

### 【参考】検査等の日程

令和4年1月 9日(日) 本検査(作文・適性検査・面接)

令和4年1月18日(火) 入学予定者決定①

令和4年1月23日(日) 追検査

令和4年1月26日(水) 入学予定者決定②

令和4年2月 4日(金)まで 補欠入学予定者の繰上げ

## 3 検査会場における感染防止対策

ア 各学校の実態に応じ、受付時や休憩時等の受検者の密集・密接を避けるための工夫を行う。

イ 1検査室当たりの受検者は原則40人とし、可能な限り1検査室の受検者を減らすよう各学校の実態に応じて工夫するものとする。また、座席の配置は、可能な限り間隔を確保する。

面接では面接官と受検者、及び受検者同士の間隔は原則として2メートル以上を確保する。

ウ 検査会場では受検者、監督者ともにマスクの着用を原則とし、こまめな手指の消毒、身体的距離の確保、検査室等の換気など基本的な感染防止対策を徹底する。

なお、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な者は、あらかじめ志願先学校長へ申し出ること。

エ 検査日当日の朝は受検者による自主検温を行うこととし、検査会場への入場時における受検者の検温は行わないこと。

## 4 志願者・保護者への要請事項

県教育委員会及び志願先学校長は、志願者・保護者に対し次の事項その他感染防止等のために必要な事項をあらかじめ要請するものとする。

### (1) 受検前の体調管理

受検前は体調管理に十分注意し、検査日前2週間は検温や健康観察を行うこと。発熱や風邪等の症状がある場合は医療機関を受診し、その指示に従ってPCR検査を受けるとともに、受検の可否について医師の判断を仰ぐこと。

### (2) 志願先学校への申出

検査の2週間前以降に次のア～ウに該当する場合は志願先学校長へ申し出ること。

- ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- イ 濃厚接触者に該当した場合  
(同居の家族など身近な人が感染し、保健所による濃厚接触者の特定が未だなされていない場合を含む。)
- ウ 発熱や風邪のような症状がある場合  
ア～ウの申出を受けた志願先学校長は、受検者の状況に応じ、1による受検取り止めの要請や2による追検査の案内を行う。

### (3) 検査日当日の対応

検査日当日の朝は必ず検温を行い、発熱があった場合や風邪の症状が発生した場合は、直ちに志願先学校長へ申し出るとともに、1ウ②に該当する場合は受検を取り止めること。

### (4) 受検の取り止め

上記1の事由に該当する場合、その他新型コロナウイルス感染症の感染防止のため志願先学校長から指示があった場合は受検を取り止めること。

## 5 県立中学校・中等教育学校の職員や生徒に罹患者が発生した場合の対応

受検会場となる県立中学校等の職員や生徒に新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した場合は、関係機関との連携の下、校舎の消毒及び濃厚接触者の特定を行うとともに、予定どおり検査を実施するか追検査により対応するかを決定し、速やかに公表する（他会場への変更は行わない）。

なお、予定どおり検査を実施する場合、検査監督等の業務は、罹患者、濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の症状のない職員が行う。

## 6 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては上記対応の変更や追加を行う場合があること。